

諮 問 事 項

「食品の原料原産地表示のあり方について」

諮 問 の 趣 旨

現在、食品の原料原産地の表示が義務づけられているのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき、

- 1 国内で製造された食品のうち、乾燥きのこや焼き海苔等のような加工度が低く、生鮮食品に近い20食品群について、その原材料に占める重量の割合が50%以上のもの
- 2 うなぎ加工品やかつお削りぶし等個別の品質表示基準により表示が規定されている4品目

にすぎない。

したがって、その他多くの一般加工食品、とりわけ都民の日常生活に深く浸透し、安全性への関心が高まっている調理冷凍食品にも、表示義務は課されていない。

このような状況を踏まえ、都民の食への不安を解消し、消費者が食品を選択する上で重要な情報を提供するために、原料の原産地表示をできるだけ早期に実現する必要がある。

そのため、「食品の原料原産地表示のあり方について」諮問するものである。